

第 1 0 6 号議案

足立区小台一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区小台一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区小台一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 8 年足立区条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（適用区域）

第 2 条 この条例の規定は、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）

第 2 0 条第 1 項の規定による都市計画の決定の告示があった東京都市計画地区計画小台一丁目地区地区計画（以下「地区計画」という。）の区域のうち、同法第 1 2 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する地区整備計画が定められた区域（以下「地区整備計画の区域」という。）に適用する。

（建築物の用途の制限）

第 3 条 地区整備計画の区域において区分された地区（以下「地区の区分」という。）内においては、別表の地区の区分に応じ、同表に掲げる用途に供する建築物を建築してはならない。

第 5 条中「平成 8 年足立区告示第 1 3 8 号に定める地区計画の計画図一 3」を「地区計画の計画図 3」に改める。

第 1 1 条を第 1 2 条とし、第 1 0 条を第 1 1 条とし、第 9 条を第 1 0 条とする。

第 8 条中「第 5 条」の次に「及び第 6 条」を加え、同条を第 9 条とする。

第 7 条第 1 項及び第 2 項中「第 5 条」の次に「及び第 6 条」を加え、同条第 3 項中「第 4 条及び第 5 条」を「第 4 条から第 6 条まで」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（垣又は柵の構造制限）

第 6 条 建築物に付属する塀で道路に面する部分の構造は、生垣又はフェンスとする。ただし、高さ 1 メートル以下のもの又は区長がやむを得ないと認めるものについては、この限りでない。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

地区の区分	建築物の用途の制限
業務・住宅地区	1 足立区特別工業地区建築条例（平成 1 5 年足立区条例第 3 7 号）別表（2）の項に掲げる事業を営む工場 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 6 項第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物
業務地区	1 足立区特別工業地区建築条例別表（2）の項に掲げる事業を営む工場 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物 3 法別表第 2（る）の項に掲げる建築物

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地区計画の変更の決定に伴い、規定を整備する必要があるので、この
条例案を提出いたします。